

松阪市豊地農構センター条例

改正後	改正前
<p>(使用料)  <b>第8条</b> 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(使用料の減免)  <b>第9条</b> 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 市又は市の執行機関（市が設置する附属機関を含む。）が主催し、又は共催するとき 全額免除</p> <p>(2) 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために使用するとき 全額免除</p> <p>(3) 住民自治協議会、自治会等の地域団体が、地域活動のために使用するとき 全額免除</p> <p>(4) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する市内の社会教育関係団体が公益上必要と認められる事業に使用するとき 全額免除</p> <p>(5) その他市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は5割減額</p> <p>(使用料の返還)  <b>第10条</b> (略)</p> <p>(原状回復の義務)  <b>第11条</b> (略)</p> <p>(権利の譲渡の禁止)  <b>第12条</b> (略)</p> <p>(損害賠償)  <b>第13条</b> (略)</p> <p>(委任)</p>	<p>(使用料)  <b>第8条</b> 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、市長が公益上特に必要があると認めるときは、使用料を免除することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(使用料の返還)  <b>第9条</b> (略)</p> <p>(原状回復の義務)  <b>第10条</b> (略)</p> <p>(権利の譲渡の禁止)  <b>第11条</b> (略)</p> <p>(損害賠償)  <b>第12条</b> (略)</p> <p>(委任)</p>

改正後

## 第14条 (略)

別表 (第8条関係)  
基本使用料

(単位：円)

区分	使用区分			
	午前 午前9時から 正午まで	午後 午後1時から 午後5時まで	夜間 午後5時から 午後9時まで	終日 午前9時から 午後9時まで
集会室	2,470	2,970	3,660	7,420
研修室 (1)	930	1,020	1,020	1,850
研修室 (2)	1,000	1,110	1,110	2,020
会議室 (1)	1,180	1,350	1,350	2,740
会議室 (2)	1,220	1,400	1,400	2,890
調理実習室	1,340	1,570	1,850	3,390

改正前

## 第13条 (略)

別表 (第8条関係)

基本使用料

(単位：円)

区分	使用区分			
	午前 午前9時から 正午まで	午後 午後1時から 午後5時まで	夜間 午後5時から 午後9時まで	終日 午前9時から 午後9時まで
集会室	1,100	1,320	1,650	3,300
研修室 (1)	550	660	880	1,650
研修室 (2)	550	660	880	1,650
会議室	550	660	880	1,650
調理実習室	880	1,100	1,650	2,750
農業相談室	550	660	880	1,650
健康相談室	550	660	880	1,650
展示、図書室	550	660	880	1,650

冷暖房使用料は、当該使用区分に係る基本使用料の10分の5に相当する額とする。